


東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会 期間中における交通混雑緩和に関する特記仕様書

- 1 この特記仕様書は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会期間中における交通混雑緩和に関し必要な事項を定める。
- 2 この特記仕様書は、次の工事に適用する。
工事名 21大宮公園体育館解体工事（第2期）
工事場所 さいたま市大宮区高鼻町4丁目
- 3 受注者は、次の期間において関係者輸送・観客輸送ルートを通行する工事車両を削減するよう努める。
 - (1) オリンピック
令和3年7月14日（水）から8月9日（月）の27日間
 - (2) パラリンピック
令和3年8月17日（火）から9月5日（日）の20日間
- 4 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

2 1 大宮公園体育館解体工事（第2期）

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	2 1 大宮公園体育館解体工事（第2期）		設計図	
図面名称	表紙		縮尺 S = -	
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士（大臣）86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750	図面番号	A		
	承認	設計	製図	設計年月日
			2年 3月 日	変更年月日
				備考
				0 1

2 1 大宮公園体育館解体工事（第2期）	
<h2>特記仕様書</h2> <h3>I 工事概要</h3> <p>1. 工事場所 埼玉県さいたま市大宮区高島町4丁目 用途地域 指定無し</p> <p>2. 敷地面積 359.018.69㎡</p> <p>3. 工事種目 棟名称 構造 階数 建築面積 延べ面積 (建物概要) 体育館 鉄骨鉄筋コンクリート造 2 2,463.25㎡ 2,670.77㎡ 一部鉄骨造</p> <p>1階床面積 2,178.69㎡ 2階床面積 492.08㎡</p> <p>4. 工事範囲 撤去済部分(概ね1Fより上部)を除く、建築物及び建築設備の解体撤去工事 外構の一部解体撤去工事</p> <p>5. 工期 契約日から令和4年2月18日まで</p> <p>主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場代理人の現場への常駐を要しない期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 現場施工期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで</p>	
<h3>II 解体工事仕様</h3> <p>(1) 質問回答書、本特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて埼玉県建築工事特別共通仕様書、国土交通省大臣官庁宮内省官庁建設部監修「建築物解体工事共通仕様書(平成31年版)」により、これら共通仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁宮内省官庁建設部監修「公共建築工事標準仕様書(平成31年版)」及び「公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)」による。</p> <p>(2) 本特記仕様書の表記 1) 項目は、番号に○印のついたものを適用する。 2) 特記事項は、○印のついたものを適用する。 ○印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と ⊗印の付いた場合は、共に適用する。 ○印と ※印の場合は、○のみを適用する。 3) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「埼玉県建築工事特別共通仕様書」の当該項目を示す。 4) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「建築物解体工事共通仕様書」の当該項目を示す。 5) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。 6) 特記事項に記載の〔 〕内の表示記号は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目を示す。 7) 注は標準仕様書記載事項で、注意すべきものを示す。</p>	

章	項目	特記事項	
一般共通事項	① 適用基準等	<ul style="list-style-type: none"> 建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編) 埼玉県建築工事に伴う災害、公害、及び事故防止対策要綱 建設副産物の手引き(埼玉県建設副産物対策協議会) 建設副産物適正処理推進要綱 建設工事に伴う騒音振動対策技術指針 埼玉県建築工事業務要覧 地盤変動影響調査算定要領 	
	② 官公署その他への届出手続き等	<p>解体工事の通知書の提出等 <1.3.9> ※「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(以下、「建設リサイクル法」という。)第11条の規定による通知書を作成し、監督員に提出すること。 ※上記通知書の各事項(変更がある場合は、変更後の内容)について、下請業者に周知徹底すること。</p> <p>再資源化等完了の報告と記録 ※廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を作成し、保存すること。</p> <p>その他の届出手続等 ※その他、関係官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を遅滞なく行う。</p>	
	③ 条件明示事項	<p>保険の種類 [1.1.3] ◎法定外の労災保険(工事に従事する者(全ての下請員を含む)の業務上の負傷等を対象とするもの) ◎建設工事保険等(工事的目的物及び工事材料等を対象とするもの) ◎請負業者賠償責任保険等 保険の期間 ※工事完成期日後14日を含む期間</p>	
	④ 工事実績情報の登録	行う [1.1.8]<1.1.4>	
	⑤ 工事の記録	<p>埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 <1.2.3> ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)・対象外</p> <p>注 工事写真は、着工前、各工程における作業状況、解体材の分別状況、完了時について「埼玉県建築工事写真作成要領」を参考に監督員と協議し、監督員の指示により撮影する。 注 電子データを用いた検査に必要な機器は、検査員の意向を勘案し監督員と協議し準備する。</p>	
	⑥ 施工管理	<p>※現場代理人は現場に常駐し、現場の運営、取締りを行う。 <1.3.1> ※専任された「建設業法」に基づく主任技術者、又は選任された建設リサイクル法に基づく技術管理者は、現場に常駐し、技術管理にあたる。</p>	
	7 電気保安技術者	適用する [1.3.3]<1.3.3>	
	⑧ 施工条件	<p>施工時間 (1.3.5)<1.3.5> ※行政機関の休日に関する法律(第91号)に定める行政機関の休日以外とする。ただし、監督員の承諾を受けた場合はこの限りでない。 ・以下の期間を除いた現場閉鎖日数の割合が28.5%(8日/28日)以上であること。 ・年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間指定期間()</p> <p>下記以外は監督員と協議する。 ・建設発生木材仮置場 (※図示) ・ (※図示)</p>	

⑤ 環境保全等	<p>建設機械 <1.3.9> ※建設機械は、原則として、排出ガス対策型、低騒音型、低振動型を使用する。</p> <p>10 引き渡しを要するもの <1.3.10></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>仕様等</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	仕様等	備考									
名称	仕様等	備考											
① 近隣に対する周知	<p>・工事に先立ち、監督員と打ち合わせの上、住民及び関係自治会等に対して <1.3.6> ・工事説明会を開催する。 ・工事に先立ち、戸別訪問及び「工事のお知らせ」等の配布により周知する。</p>												
12 施工数量調査	調査範囲及び調査方法 ※図示による() <1.4.2>												
13 技能士	適用する ()とび作業 () [1.3.3]<1.5.2>												
⑭ 完成図等	<p>完成図(製本) ※二つ折り(A1版)製本、1部 [1.6.1.5] ◎ファイル綴じ(A3版)、1部 ※CD-R又はDVD-R、1部 完成図(電子化媒体) (埼玉県建築工事図面情報電子化媒体作成要領による) CADデータの形式 ※SWF(swf) ・DXF verについては監督員と協議する。</p>												
⑮ 完成写真	<p>埼玉県電子納品運用ガイドラインの適用 [1.6.2] ※対象(建築・設備工事電子納品写真作成要領による。CD-R又はDVD-Rを1部提出)・対象外 写真アルバムの提出 ・行う()部 ※行わない</p>												
16 施設CADデータの更新	行う												
⑰ 現場管理	別途関連工事がある場合、その施工者と密な連絡をとり、全工事に支障のないよう施工すること。												
⑱ 施工計画書の提出	工事着手前に施工計画書を作成し、「分別解体等の計画書」を添付して監督員の承諾を受けること。 <1.2.2>												
19 建築物除却届の提出	工事着手に先立ち、建築基準法第15条第1項の規定による「建築物除却届」を作成し、監督員に提出すること。 <1.1.3>												
⑳ 再資源化等	「建設リサイクル法」、「彩の国建設リサイクル実施指針」、「建設副産物の手引き」等を遵守し、建設廃棄物の再資源化等を推進すること。 <1.3.9>												
㉑ 再資源化等完了の報告と記録	廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条第1項の規定により、監督員に書面で報告するとともに、再資源化等の実施状況に関して記録を保存すること。なお、塩ビライニング鋼管は経年劣化による強度低下を、塩ビ管は購入証明書を提出すること。												
㉒ 廃棄物の処理	※「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)」を遵守し、マニフェストシステムにより適正に処理すること。 ※過積載等の違法運行の防止を図るとともに、道路交通法遵守を下請業者に徹底すること。												
㉓ 環境・安全対策	※工事着手前に付近の状況を調査し、環境保全ならびに安全対策に配慮し、工事を行うこと。 ※工事の施工にあたり、騒音、振動、ほこりの発生、土壌汚染、排水汚染などがないよう、万全の対策を講じること。 ※工事施工中、近隣(近隣住民・通行人・工作物・植栽・道路・建築物等)に損害を与えた場合には、受注者の責任において、損害の補償又は現状に復旧するものとする。												
㉔ 振動、騒音測定	※行う ・振動測定のみ行う ◎測定結果の記録及び出力が可能 な装置により行う 工事施工中、監督員の指定した場所に常設して行う。 1箇所 工事の内容や状況に応じて測定を行う。 仕様については監督員と協議の上決定すること。 近隣住民への表示 ※大型表示板で測定期間中表示 ・行わない												
㉕ 隣接建物等調査	※専門業者による周辺家屋の事前、事後調査を行う。調査に当たっては当該関係者の立ち会いを求めると共に、調査した内容については当該関係者の承諾を受けること。 ※換気扇等の測定、写真撮影、スケッチ、調査図等の作成を行い資料を2部提出すること。 ※受注者の過失により近隣等に損害が生じた場合は受注者の責任に置いて現状復旧すること。 ※調査対象 解体工事前 7件 解体工事後 7件 調査方法については、「8 周辺建築物等調査」による												
26 施工に注意を要する区域等	本工事場所は以下の区域等に指定等されているため、施工計画の作成 <1.1.12、13>及び施工に当たっては関係法令等の遵守に十分注意すること。 ・周知の埋蔵文化財包蔵地 史跡名勝天然記念物												
㉖ 関係法令等の遵守	受注者は工事に伴う道路占用許可、環境(騒音、振動、ほこり等)対策に <1.1.13>係る諸申請等関係法令に照らし、必要と思われる手続を行い、工事を遅滞なく完了させること。												
㉗ 標識の提示	建設業法第40条及び建設リサイクル法第33条に規定する標識を掲示すること。[1.1.12]公共工事現場へのコスト表示実施要領(H16.9技管)により、請負金額等を表示する。												
29 既存樹木の保存	監督員の指示を受けた既存樹木等については、保護を行う。												
㉘ 下請業者の選定	県内業者の活用 ※各種下請業者については、優先的に県内業者を選定すること。 ※下請業者に解体工事業者を選定する場合は、所定の建設業許可又は埼玉県知事による解体工事業者の登録している者を選定すること。												
㉙ 下請業者の指導	受注者は、建設廃棄物の再資源化等を適切に行うよう下請業者を指導すること。												
㉚ その他	他の同時期の工事と連携や協議を取ること。 工事に伴い必要な諸官庁等への手続き・届出・申請は本工事に含む。												
2 仮設工事	<p>① 騒音・粉じん等の対策 <2.1> ・騒音・粉じん等の対策 ※防音パネル ・防音シート ・設置範囲及び高さ ※図示</p> <p>◎作業に先立ち、散水・養生等を十分に行うこと。</p> <p>② 足場その他 <2.2> 足場を設ける場合、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省平成21年4月)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置しなければならない。 なお、設置においては、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり専用足場方式により行うこと。</p> <p>墜落制止用器具の使用は、「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」(厚生労働省H30.6.22)による。 ・フルハーネス型墜落制止用器具を用いる。</p> <p>※図示 図示の有無に関わらず、監督員と協議の上、必要に応じて適切に配置し確に対応すること。</p> <p>③ 仮囲い等 <2.2></p> <p>④ 工事概要案内板 <2.3.1></p>												

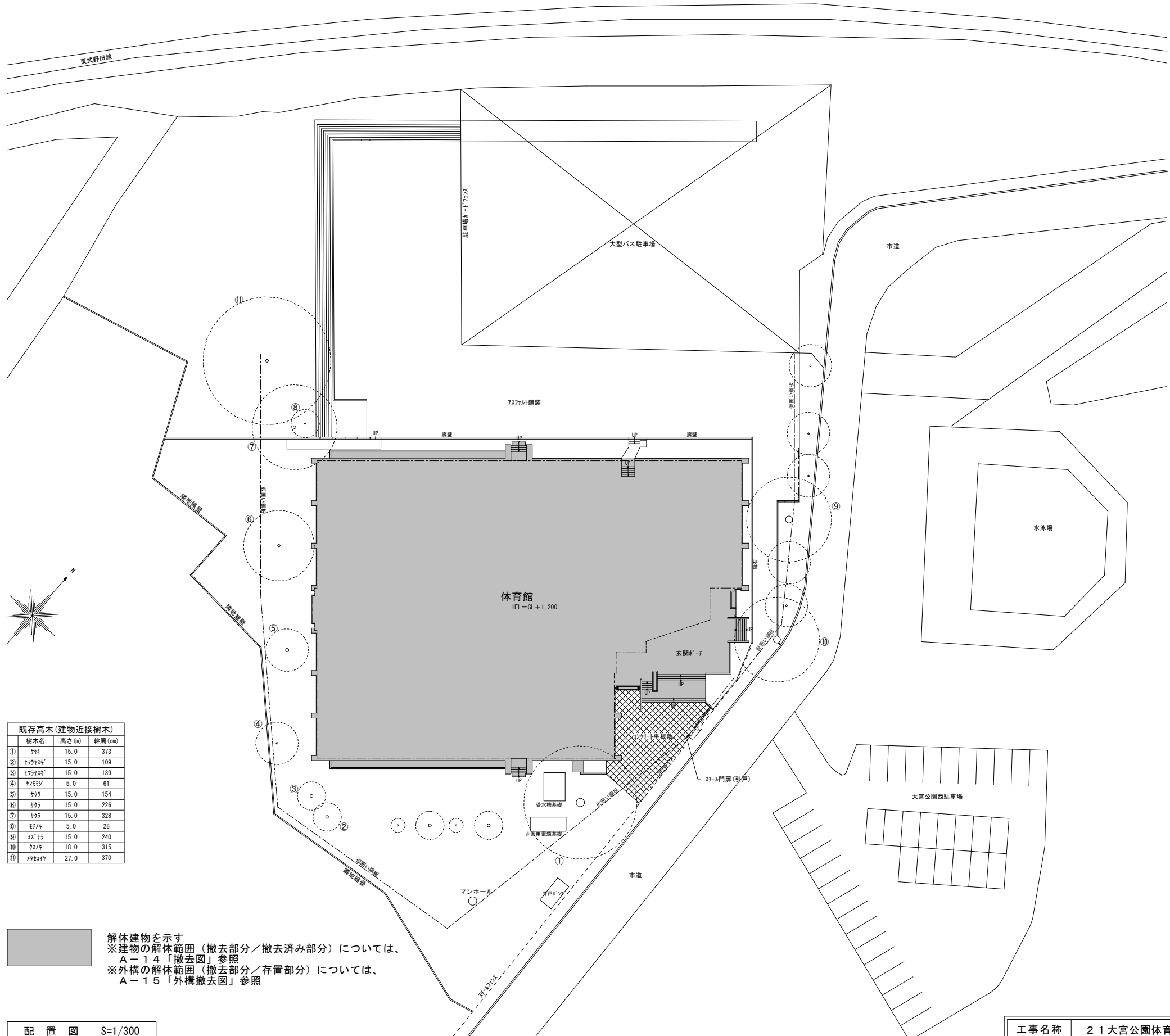
⑤ 監督員事務所等	<p>・設置する ※設置しない(下記備品のみに用いる) <2.3.1> 規模 ・既存建物内の一部を使用 ・構内に新設(m程度) 備品 (2名分相当) 机 ・椅子 ・書棚 ・黒板 ・排時計 ・寒暖計 ◎長靴 ◎雨合羽 ◎保護帽 ◎懐中電灯 ◎墜落制止用器具 ◎軍手 ◎衣類ロッカー ・冷暖房機器 ◎消火器 ・湯沸器 ・茶器 ・掃除用具 ・電話機 ・FAX ・電子メール通信機器 ・スキャナー ・プリンター</p>
⑥ 仮設物	仮設物の位置・仕様・車両の進入方法等、施設内の車両の通行路について、 <2.3.1> 施工前に必ず監督員、施設管理者と協議すること。
⑦ 山留めの設置	山留めの工法 ◎低振動工法(圧入工法) ・パイプロ工法 <2.4.1>
⑧ 山留めの撤去	山留めの存置 ・あり(図示) ※なし <2.4.3> 鋼矢矧等の抜き跡の処理 ※砂で充てんする ・図示
⑨ 工事用水	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償・無償)
⑩ 工事用電力	構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償・無償)
⑪ 火元責任者	火災防止に配慮し、火元責任者を配すること。
⑫ 交通誘導員	◎必要に応じ搬入路付近に交通誘導員を配置する。 ※図示による
12 快速トイレ	仕様 ※図示
⑬ その他	<p>◎仮囲い等は現場の状況に合わせて適宜計画すること。 ◎アートの位置は監督員と協議のうえ、必要に応じて適切な位置に移動すること。 ◎仮設材の位置・仕様・車両の通行路と進入方法等について、施工前に必ず監督員と協議すること。 ◎近隣や施設の行事予定を把握し、工事車両の入場計画を立てること。</p>
3 解体施工	<p>1 浄化槽・排水槽等 <3.2.1> 汚水、汚物等の回収、洗浄、消毒等の措置 ・行う ・行わない</p> <p>2 杭の解体 <3.9.2> 杭の解体工法 ◎引抜き工法(引抜いた杭の処理 ※現場破砕 ◎破砕施設搬入 ・図示) 破砕工法 杭撤去跡の充填 充填材料 ・山砂 ◎流動化処理土 ・セメントミルク 配合計画 ※監督員との協議による 杭位置の測量 ・行う(測量する杭 ・全て ・図示 ・監督員との協議による) ※行わない</p> <p>③ 躯体の解体 躯体の解体工法 ◎圧碎機、油圧破砕機併用工法</p> <p>④ 屋外設備等 <3.10.1> 電柱の撤去 ・行う(※図示) ・行わない 外灯の撤去 ・行う(※図示) ・行わない フェンス等工作物の撤去 ◎行う(※図示) ・行わない</p> <p>5 樹木等 <3.11.1> 樹木の伐採根及び移植 ※図示</p> <p>⑥ 地下埋設物・埋設配管 <3.12.1> ※図示 埋設物の処理 ※地中埋設管(給水、排水、ガス等)については、監督員の指示による。 ※プラグ止等の措置をする ・全て撤去する ※官公庁への申請手続きは本工事の範囲とする。</p> <p>6 設備機器等 解体事前処理(油類タンク) ・機械設備図による。 ・解体に先立ち、燃料配管、燃料槽、燃料小出槽等に残油がないことを確認する。 ・必要に応じて残油を抜き取り、燃料を土壌に流失させないように注意する。 ・燃料槽、燃料小出槽は、洗浄のうえ中処理を行う。</p> <p>解体事前処理(冷媒) ・冷媒を屋外機にポンプダウンした撤去を行う機器は下記による。 図面番号 記号 ・冷媒を回収した後撤去を行う機器は下記による。 図面番号 記号</p>
⑦ 解体後の整地	<p>解体後の埋戻し及び盛土 <3.13.1> ◎行う 整地高さ ・現状GL ◎図示 埋戻し及び盛土の材料 ◎山砂の類 ◎現場の建設発生土 ・再生コンクリート砂 埋戻し及び盛土に当たっては、各層30cm程度毎に締め固めること。 ・行わない</p> <p>表層の砂利敷き (22.9.2) ※行わない ・行う(・砂利敷き 8種)</p>
8 解体後の柵の設置	する(解体後、監督員の指示に従い、敷地内に進入できないよう柵、立入禁止の表示板等を設置する。)
⑧ 解体工事全般	<p>◎工事の施工にあたり、騒音・振動については万全の対策を講じること。 ◎ブレーカやハンマーを使用する作業等、騒音・振動の比較的大きな作業は、可能な限り削減すること。当該作業を行う場合は、1日の作業時間を限定すること。 ◎騒音・振動の比較的大きな作業を行う時間帯や曜日等、あらかじめ監督員と協議し決定すること。当該時間帯等、「工事のお知らせ」等により近隣に周知すること。</p> <p>◎コンクリートガラ運搬については、現地破砕を削減し、なるべく大ガラにて運搬し施設施設にて受入れる廃棄規模に応じ破砕等を行うこと。 ◎大型レッカーを使用する場合は、必要な地耐力が得られるよう養生を行うこと。 ◎工事中に存置構造物、埋設管等を破損した場合は、速やかに監督員に報告し、監督員が指示したものは現状復旧すること。</p>
4 建設廃棄物の処理	<p>① 一般事項 [1.1.13] ※受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律(資源有効利用促進法)」等に基づき、次の対象工事について、工事着手前に本工事に係る「再生資源利用(促進)計画書」及び「工事登録証明書」を建設副産物情報交換システム(OOBRIS)により作成し、施工計画書に含め各1部提出する。 また、工事完成後速やかに計画の実施状況(実績)について、「再生資源利用(促進)実施書」及び「工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を保存する。</p> <p>(a) 再生資源利用計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 1,000m³以上の土砂を搬入する工事 (2) 500t以上の碎石を搬入する工事 (3) 200t以上の加熱アスファルト混合物を搬入する工事 (4) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)</p> <p>(b) 再生資源利用促進計画書(実施書)の作成対象工事(下記のいずれかに該当する工事) (1) 1,000m³以上の建設発生土を搬出する工事 (2) アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊、及び建設発生木材の合計で200t以上搬出する工事 (3) 最終工事請負金額が100万円以上の工事 (計画書については、当初工事請負金額が100万円以上の工事)</p>

② 再資源化等(再資源化及び給電)	<p>建設廃棄物の種類 <4.4.1> 備考 ◎コンクリート ◎コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・木材 ◎アスファルトコンクリート ◎金属類 ・建設泥土 ・小形二次電池 ・蛍光灯及びHIDランプ ・硬質塩化ビニル管及び継手 ・ガラス ・木材(縮減)</p> <p>中間処理施設又は再資源化施設の別 ・監督員と協議</p>																											
3 再資源化し、現場で利用する建設廃棄物	<p>廃棄物の種類 数量 備考 <4.4.1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>数量</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	数量	備考																								
廃棄物の種類	数量	備考																										
4 産業廃棄物広域認定制度の活用	<p>廃棄物の種類 備考 <4.4.2></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	備考																									
廃棄物の種類	備考																											
5 最終処分	<p>廃棄物の種類 備考 <4.4.3></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物の種類	備考																									
廃棄物の種類	備考																											
6 処理に注意を要する建設廃棄物	<p>廃棄物の種類 備考 <4.5.1></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物の種類</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・石綿含有せつこうボード ・ひ素・カドミウム含有せつこうボード ・上記以外のせつこうボード ・C/A処理木材</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>廃棄物の処理 ・監督員と協議 (濁水の処理) 中間処理施設を選定する場合には事前に監督員の承諾を得るものとする。 種類 汚泥 (共通事項) 1 受注者は、舗装仮切断作業を行いながら濁水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した濁水を産業廃棄物の汚泥として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。 2 受注者は、汚泥の処理に関する履行について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)により管理するものとする。 (提出書類等) 1 受注者は、施工計画書において、濁水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。 2 受注者は、工事完成後速やかにマニフェストの写しを監督員に提出しなければならないものとする。 (その他) 受注者は、バキューム式以外の工法(舗装仮切断時に濁水を生じない等)を使用する場合においては、事前に発注者と協議するものとする。</p>	廃棄物の種類	備考	・石綿含有せつこうボード ・ひ素・カドミウム含有せつこうボード ・上記以外のせつこうボード ・C/A処理木材																								
廃棄物の種類	備考																											
・石綿含有せつこうボード ・ひ素・カドミウム含有せつこうボード ・上記以外のせつこうボード ・C/A処理木材																												
⑦ 舗装仮切断時に発生する濁水の処理	<p>1 施工調査 <5.1.2> ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に付した、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第一次判定)</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第二次判定)</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・PCB含有シーリング分析調査 ・監督員と協議</p> <p>・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査</p> <p>・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検出方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付発第401号)」により行う。</p>	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所		・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所	
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																										
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																											
・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所																											
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																											
・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所																											
・	部位 ・図示																											
・	箇所数: 箇所																											
・	部位 ・図示																											
・	箇所数: 箇所																											
5 特別管理産業廃棄物の処理	<p>1 施工調査 <5.1.2> ※特別管理産業廃棄物の調査を次により行う。 (1) 特別管理産業廃棄物の使用状況について、設計図書及び目視により製造所名、製造年、型式、種類、数量等を調査する。 (2) 特別管理産業廃棄物に付した、収集運搬業者、処分業者、回収業者、産業廃棄物処理施設、処分条件等を調査する。 (3) 調査結果は調査にとりまとめ、監督員に提出する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類</th> <th>採取する部位・箇所数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第一次判定)</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・PCB含有シーリング</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・分析調査(第二次判定)</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>部位 ・図示</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>・</td> <td>箇所数: 箇所</td> <td> </td> </tr> </tbody> </table> <p>・PCB含有シーリング分析調査 ・監督員と協議</p> <p>・PCBを含む機器の微量PCBの分析調査</p> <p>・絶縁油のPCB含有量の分析調査 「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検出方法(平成4年7月3日厚生省告示第192号)」又は「絶縁油中の微量PCBに関する簡易測定法マニュアル(環境省)」により行う。</p> <p>・ダイオキシン類のサンプリング調査 「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類暴露防止対策要綱(平成13年4月25日付発第401号)」により行う。</p>	分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考	・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所		・PCB含有シーリング	部位 ・図示		・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所		・	部位 ・図示		・	箇所数: 箇所	
分析調査を行う特別管理産業廃棄物の種類	採取する部位・箇所数	備考																										
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																											
・分析調査(第一次判定)	箇所数: 箇所																											
・PCB含有シーリング	部位 ・図示																											
・分析調査(第二次判定)	箇所数: 箇所																											
・	部位 ・図示																											
・	箇所数: 箇所																											
・	部位 ・図示																											
・	箇所数: 箇所																											

3 特別管理産業廃棄物の処理	特別管理産業廃棄物の種類	備考	
	・廃石綿等 ・PCBを含む機器類 ・PCB含有シーリング材 ・廃油 ・廃酸/廃アルカリ ・ダイオキシン類		
	処理施設 ・監督員と協議		
	4 PCBを含む機器類	引渡しを要する機器類	(5.4.1)
	5 PCB含有シーリング材	除去処理工事 除去範囲 ※図示 撤去方法 「標準施工要領書(日本シーリング工業協会/日本シーリング材工業会)」による。	(5.4.1)
	6 ダイオキシン類	廃棄物の焼却施設の解体 解体方法 処分方法	(5.4.1)
6 石綿含有建材の除去及び処理	1 石綿含有建材の事前調査	石綿含有建材の事前調査 工事着手に先立ち、目視及び貸与する設計図書等により石綿を含有している吹き付け材、成形板、建築材料等の使用の有無について調査し、監督員に報告する。 調査範囲 () 図示 () 貸与資料 ()	(6.1.3)
	2 石綿含有分析調査	分析による石綿含有建材の調査 分析対象 アモサイト、クリソタイト、クロソライト、アクチノライト、アンソフィライト、トレモライト 分析方法 材 料 名 定性分析方法 定量分析方法 ・737741防水(屋根) ※ 箇所 箇所 箇所 箇所 ・ ※ 箇所 箇所 箇所 箇所 ・ ※ 箇所 箇所 箇所 箇所 サンプル数 1箇所あたり3サンプル 吹き付け材及び保温材等は ※ 10cm ³ /箇所 /箇所 とする。 成形板は ※ 100cm ³ /箇所 /箇所 とする。 採取箇所 図示 分析結果については監督員に提出すること。	(6.1.3)
	3 石綿粉じん濃度測定	測定時期、場所及び測定点 測定方法 測定5のみ ※パナソニック、粉じん相対温度計(737741粉じん計)、繊維状粒子自動計測器(737741737741-セナ)等、排気の粉じん濃度を迅速に測定できる機器にて測定 測定5以外は下表による	(6.1.4)
	4 石綿含有吹き付け材等の除去(レベル1)	除去対象範囲 図示 除去の方法 ※[9.1.3]による 除去した石綿含有吹き付け材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有吹き付け材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	(6.3.1~3)
	5 石綿含有保温材等の除去(レベル2)	除去の方法 ※[9.1.4](2)~(5)による(原形のまま、手ばらしが可能な場合) 除去対象範囲 図示 ・[9.1.3]による(損傷、劣化等で石綿粉塵を発生するおそれがある場合) 除去対象範囲 図示 除去した石綿含有保温材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有保温材の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	(6.4.1~4)
	6 石綿含有成形板の除去(レベル3)	除去対象範囲 図示 除去した石綿含有成形板の処分 ・石綿含有せっこうボード ※埋立処分(管理型最終処分場) ・石綿含有せっこうボードを除く石綿含有成形板 ・埋立処分(安定型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	(6.5.1~4)
	7 石綿含有建築用仕上塗材等の除去	除去対象範囲 図示 着工前の試験施工を行う(行わない) 除去工法 () 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の飛散防止 ※密封処理 ※湿潤化 ・セメント固化 除去した石綿含有建築用仕上塗材等の処分 ・埋立処分(管理型最終処分場) ・中間処理(溶融施設または無害化処理施設)	

8 リフラクトリーセラミックファイバーの処理	除去処理対象物 除去対象範囲 図示 除去方法 図示 処分 埋立処分(安定型最終処分場) 近隣説明及び諸官庁への届出は受注者が行い、事前に監督員と協議をすること。	
9 その他		
7 特殊な建設副産物の処理	1 施工調査	分析調査を行う特殊な建設副産物の種類 採取する部位・箇所数 備考 部位 図示 箇所数 箇所 部位 図示 箇所数 箇所 部位 図示 箇所数 箇所 部位 図示 箇所数 箇所
	2 回収及び処分	回収及び処分を行う特殊な建設副産物の種類 備考 ・フロン(冷媒) ・建材用断熱材フロン ・ハロン ・イオン化感知器 ・六ふっ化硫黄(SF6)ガス ・PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸) ・特定化学物質() ・その他の特殊な建設副産物()
8 周辺建築物等調査	① 周辺建築物等調査	(調査) 1 調査は一般的事項調査、事前調査及び事後調査に区分して行うものとする。 (一般的事項調査) 1 事前調査の実施に当たっては、調査区域内に存する建物等につき、建物の所有者ごとに次の各号の調査を行うものとする。 一 建物の敷地ごとに建物等(主たる工作物)の敷地内の位置関係 二 建物ごとに実測による間取り平面及び立面 三 建物等の所在地及び地番並びに所有者の氏名及び住所 現地調査において所有者の氏名及び住所が確認できないときは、必要に応じて登記簿謄本等の閲覧等の方法により調査を行う。 四 その他調査書の作成に必要な事項 (事前調査) 1 受注者は、一般的事項調査が完了したときは、当該建物等の既存の損傷箇所の調査を行うものとし、当該調査は、原則として、次の部位別に行うものとする。 一 基礎 二 軸部 三 開口部 四 床 五 天井 六 内壁 七 外壁 八 屋根 九 水回り 十 外構 2 建物の全体又は一部に傾斜又は沈下が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 傾斜又は沈下の状況を把握するため、原則として、当該建物の四方角を水準測量又は傾斜計等で計測する。この場合において、事後調査の基準点とするため、沈下等のおそれのない堅固な物件を定めて併せて計測を行う。 二 コンクリート布基礎に亀裂が生じているときは、建物の外周について、発生箇所及び状況(最大幅、長さ)を計測する。 三 基礎のモルタル塗りに剥離又は浮き上がりが生じているときは、発生箇所及び状況(大きさ)を計測する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 3 軸部(柱及び敷居)に傾斜が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物の工事箇所に最も接近する壁面の両端の柱及び建物中央部の柱を全体で3箇所程度計測する。 二 柱の傾斜の計測位置は、直交する二方向の床(敷居)から1メートルの高さの点とする。 三 敷居の傾斜の計測位置は、柱から1メートル離れた点とする。 四 計測の単位は、ミリメートルとする。 4 開口部(建具等)に建具不良が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、当該建物で建具不良となっている数量調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所程度とし、全体で5箇所程度を計測する。 二 測定箇所は、柱又は窓枠と建具との隙間との最大値の点とする。 三 建具の開閉が滑らかに行えないもの、又は開閉不能及び旋転不良が生じているものは、その程度と数量を調査する。 四 計測の単位はミリメートルとする。 5 床に傾斜等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 入居前床張り等の居室(敷居の居室を除く。)について、気泡水準器で直交する二方向の傾斜を計測する。 二 床仕上げ材に亀裂及び継ぎ目又は剥離、破損が生じているときは、それらの箇所及び状況(最大幅、長さ又は大きさ)を計測する。 三 東又は大引、根太等床材に緩みが生じているときは、その程度を調査する。 四 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さ及び大きさについてはセンチメートルとする。 6 天井に亀裂、縁切れ、雨漏等のシミが発生しているときの調査は、内壁の調査に準じて行うものとする。 7 内壁にちり切れ(柱及び内法材と壁との分離)が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 居室ごとに発生箇所数の調査を行った後、主たる居室のうちから一室につき1箇所、全体で6箇所程度計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとする。 8 内壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 原則として、すべて亀裂の計測をする。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートル、長さについてはセンチメートルとする。 三 計測が一壁面に多数発生している場合にはその状態をスケッチするとともに、壁面に雨漏等のシミが生じているときは、その形状、大きさの調査をする。 9 外壁に亀裂が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 四方向の立面に生じている亀裂等の数量、形状等をスケッチするとともに、一方の最大の亀裂から2箇所程度を計測する。 二 計測の単位は、幅についてはミリメートルとし、長さについてはセンチメートルとする。 10 屋根(庇、雨樋を含む。)に亀裂又は損傷などが発生しているときは、当該建物の屋根伏図を作成し、次の調査を行うものとする。 一 仕上げ材ごとに、その損傷の程度を計測する。 二 計測の単位は、原則として、センチメートルとする。ただし、亀裂の幅についてはミリメートルとする。 11 水回り(浴槽、台所、洗面所等)に亀裂、破損、漏水等が発生しているときは、次の調査を行うものとする。 一 浴槽、台所、洗面所等の床、壁面のタイル張り等に亀裂、剥離、目地切れ等が生じているときは、すべての損傷を第8項に準じて行う。 二 給水、排水などの配管に緩み、漏水等が生じているときは、その状況を調査する。 12 外構(テラス、コンクリート印、ベランダ、大走り、池、浄化槽、門柱、塀、擁壁等の屋外工作物)に損傷が発生しているときは、前11項に準じて、その状況等の調査を行うものとする。この場合において、必要に応じて、当該工作物の平面図、立面図等を作成し、損傷箇所、状況等を記載する。

(写真撮影) 1 事前調査に掲げる建物等の各部位の調査に当たっては、計測箇所を次の方法により写真撮影を行うものとする。この場合において、写真撮影が困難な箇所又はスケッチによることが適当と認められる箇所については、スケッチによることとすることができるものとする。 撮影対象箇所指示等により指示し、次の事項を明示した黒板等と同時に撮影する。 (1) 調査番号、建物番号及び建物所有者の氏名 (2) 損傷名及び損傷の程度(計測) (3) 撮影年月日、撮影番号及び撮影対象箇所 (事後調査) 1 受注者は、事前調査を行った建物等について、損傷箇所等の変化及び工事によって新たに発生した損傷の状態及び程度等の調査を行うものとする。 2 事前調査の調査対象外であって、事後調査の対象となったものについては、一般的事項調査を行ったうえで損傷箇所の調査を行うものとする。 調査の作成 受注者は、次の各号の事前調査書及び図面の作成を行うものとする。 (事前調査書及び図面) 一 調査区域位置図 二 調査区域平面図 三 建物等調査一覧表 四 建物等調査書(平面図・立面図等) 五 損傷調査書 六 写真集 (事前調査書及び図面の作成) 一 調査区域位置図は、工事の工区単位ごとに作成するものとし、調査区域と工事箇所を併せて表示する。この場合の縮尺は、5,000分の1又は10,000分の1程度とする。 二 調査区域平面図は、調査区域内の建物の配置を示す平面図で工事の工区単位又は調査単位ごとに次により作成する。 (1) 調査を実施した建物については、建物等調査一覧表で付した調査番号及び建物番号を記載し、建物の構造別に色分けし、建物の外枠(外壁)を着色する。この場合の構造別色分けは、木造を赤色、非木造を緑色とする。 (2) 縮尺は、500分の1又は、1,000分の1程度とする。 三 建物等調査一覧表は、工事の工区単位又は調査単位ごとに調査を実施した建物等について調査番号、建物番号(同一所有者が2棟以上の建物等を所有している場合)の順に建物等の所在地及び番地、所有者並びに建物等の概要等必要な事項を記入する。 四 建物等調査書(平面図・立面図等)は、一般的事項調査及び事前調査の結果を基に建物等ごとに次により作成するものとする。 (1) 建物平面図は、縮尺100分の1で作成し、写真撮影を行った位置を表示するとともに建物延べ面積、各階別面積及びこれらの計算式を記入する。 (2) 建物立面図は、縮尺100分の1により、原則として、四面(東西南北)作成し、外壁の亀裂等の損傷位置を記入する。 (3) その他調査書(基礎伏図、屋根伏図及び展開図)は、発生している損傷を表示する必要がある場合に作成し、縮尺は100分の1又は10分の1程度とする。この場合において写真撮影が困難であり、又は詳細(スケッチ)図を作成することが適当であると認められたものについては、スケッチによる調査図を作成する。 (4) 工作物の調査は、損傷の状況及び程度により建物に準じて作成する。 五 損傷調査書は一般的事項調査及び事前調査の結果に基づき、建物ごとに建物等の所有者名、建物の概要、名称(盗名)、損傷の状況を記載して作成し、損傷の状況については、事前調査欄に損傷名(亀裂、沈下、傾斜等)及び程度(幅、長さ及び箇所数)を記載する。 六 写真は、撮影したものをカラーサービス判で印刷し、撮影箇所及び状況の記載を行ったうえでファイルする。 (事後調査書等の作成) 1 受注者は、事前調査書及び図面を基に建物等の概要、損傷箇所の変化及び工事によって新たに発生した損傷について、事前調査に準じて調査書及び図面の作成を行うものとする。 対象エリア及び建物リスト等 ※図示による () ※「外部」の調査は、足場等を設置せず、地上からの目視により行う。	
② 調査対象範囲	



既存高木(建物近接樹木)

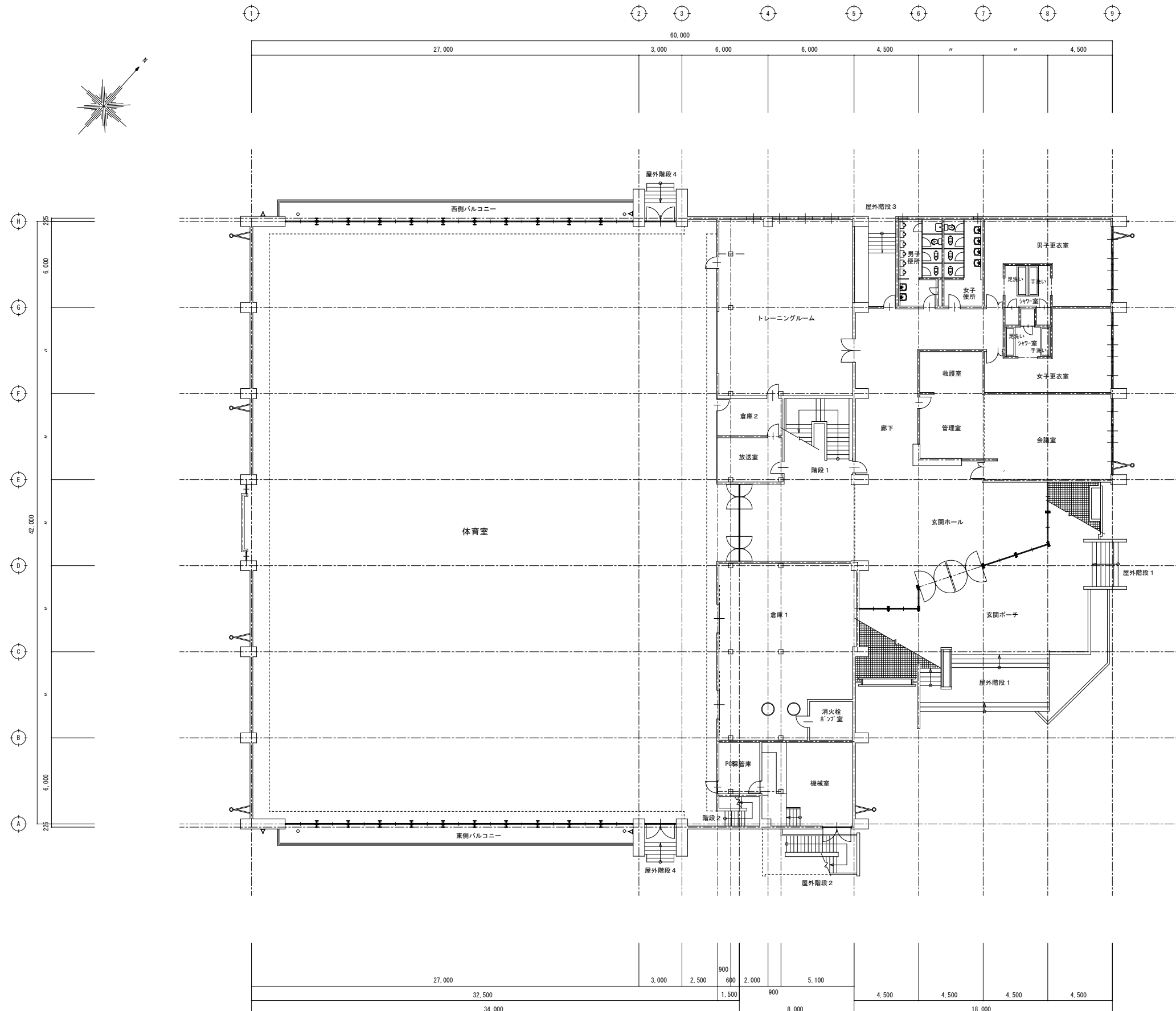
樹木名	高さ(m)	幹周(cm)	
①	ササ	15.0	373
②	ヒメツバキ	15.0	109
③	ヒメツバキ	15.0	139
④	ササ	5.0	61
⑤	ササ	15.0	154
⑥	ササ	15.0	226
⑦	ササ	15.0	328
⑧	ササ	5.0	28
⑨	ササ	15.0	240
⑩	ササ	18.0	315
⑪	ササ	27.0	370

解体建物を示す
 ※建物の解体範囲(撤去部分/撤去済み部分)については、
 A-14「撤去図」参照
 ※外構の解体範囲(撤去部分/存置部分)については、
 A-15「外構撤去図」参照

配置図 S=1/300

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	配置図		縮尺 S=1/300
株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750			図面番号 A
承認	設計	製図	備考
	2年3月日		
			06




※工事範囲（撤去部分/撤去済み部分）については、A-14「撤去図」参照

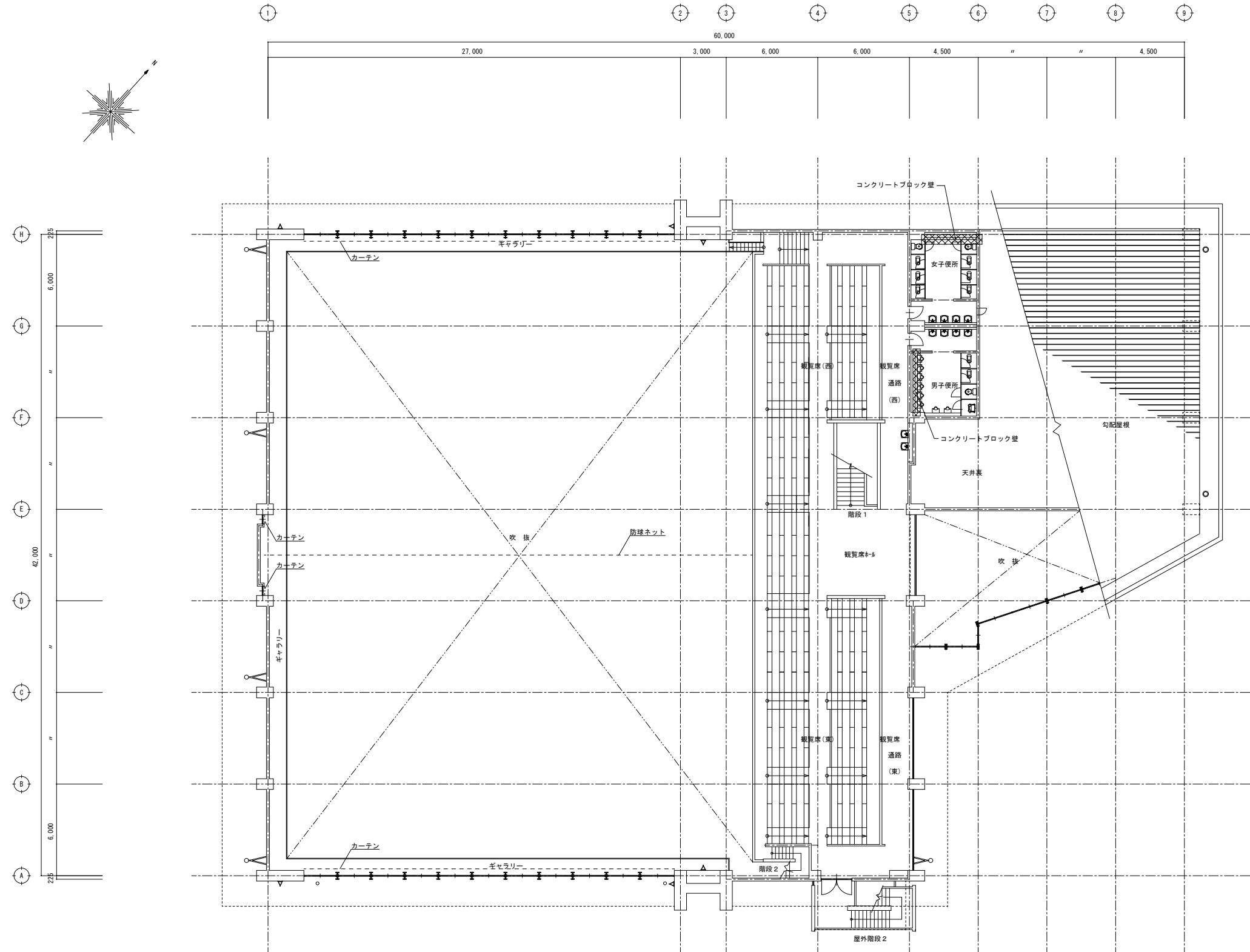
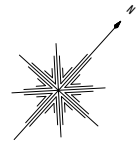
1階平面図 S=1/150

外部仕上表		今回工事に係る部分のみ記載
外 壁	コンクリート打ち放し アクリルリシン吹付 柱・梁型 : コンクリート打ち放し 巾木 : コンクリート打ち放し スチールカーテンウォール (撤去済)	
玄関ポーチ	床 : クリンカータイル貼 150×150	
屋外階段 1	床 : クリンカータイル貼 150×150 踏面 : クリンカータイル 300×300×25 蹴込 : コンクリート金ゴテ 手摺 : リブ付きコンクリート打ち放し はつり仕上 小口、天端 コンクリート金ゴテ仕上げ	
屋外階段 3・4	床 : モルタル金ゴテ コンクリート下地 踏面 : モルタル金ゴテ 先端 磁器ノンスリップタイル 蹴込 : モルタル金ゴテ	
バルコニー	床 モルタル金ゴテ コンクリート下地 スチール手摺 H=100 (撤去済)	

内部仕上表		今回工事に係る部分のみ記載	
階	室 名	位置	仕 上 げ
一階	玄関ホール	床	テラストーン貼り コンクリート下地
	廊 下	床	テラストーン貼り コンクリート下地
	管理室・救護室	床	ビニール床タイル (撤去済) コンクリート下地
	会 議 室	床	ビニール床タイル (撤去済) コンクリート下地
	トレーニングルーム	床	モザイクタイル (撤去済) コンクリート下地
	放 送 室	床	ビニール床タイル (撤去済) コンクリート下地
	体 育 室	床	合成ゴムラテックス塗床 モルタル下地 t=18
	男子更衣室	床	ビニール床タイル (撤去済) コンクリート下地
	女子更衣室	床	ビニール床タイル (撤去済) コンクリート下地
	男子シャワー室	床	丸型モザイクタイル貼 防水モルタル下地
	女子シャワー室	床	丸型モザイクタイル貼 防水モルタル下地
	男子便所	床	丸型モザイクタイル貼 防水モルタル下地
	女子便所	床	丸型モザイクタイル貼 防水モルタル下地
	倉 庫 1	床	モルタル金ゴテ 目地切仕上 コンクリート下地
	消火栓ポンプ室	床	モルタル金ゴテ 目地切仕上 コンクリート下地
	倉 庫 2	床	モルタル金ゴテ 目地切仕上 コンクリート下地
	P C B 保管庫	床	モルタル金ゴテ 目地切仕上 コンクリート下地
	機 械 室	床	モルタル金ゴテ 目地切仕上 コンクリート下地
巾木		モルタル金ゴテ H=200 コンクリート下地	
壁	コンクリート打ち放し		


埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主 幹	主 査	担 当
松井	会田	飯野	山口	澤間

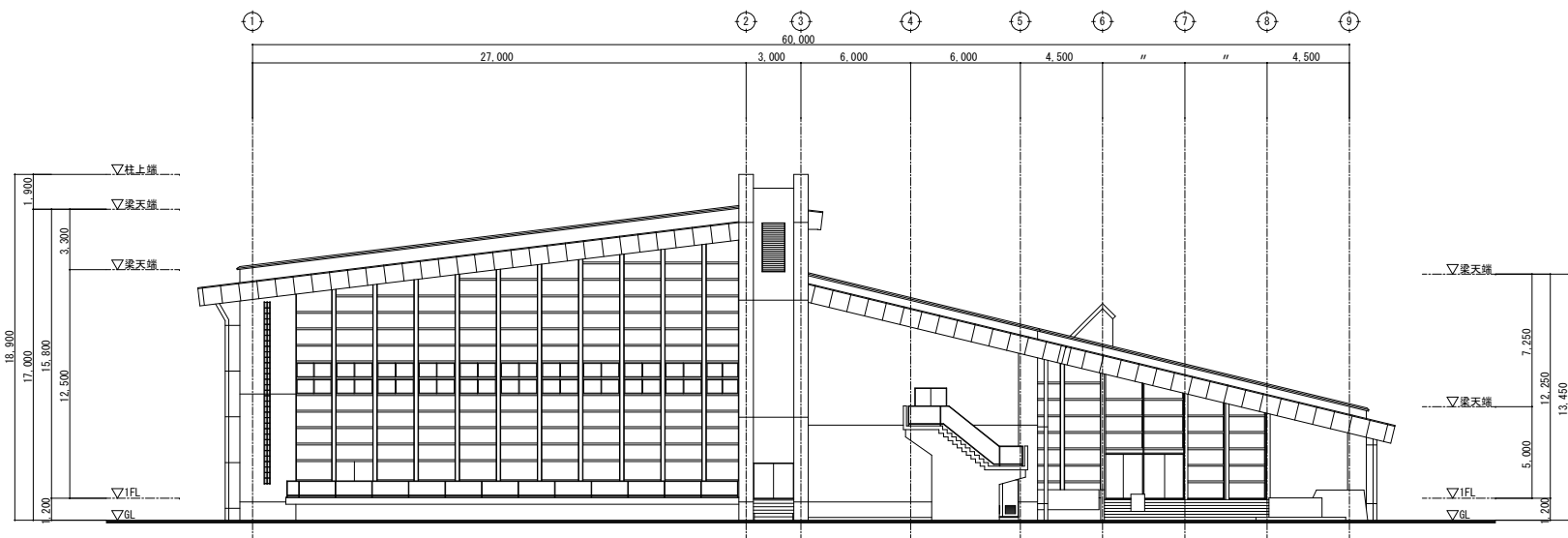
工事名称	21大宮公園体育館解体工事（第2期）		設計図
図面名称	1階 平面図・仕上表		縮尺 S=1:150
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士 (大臣) 86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750			図面番号
			A
承認	設計	製図	備考
令和2年3月	日	設計年月日	変更年月日
			07



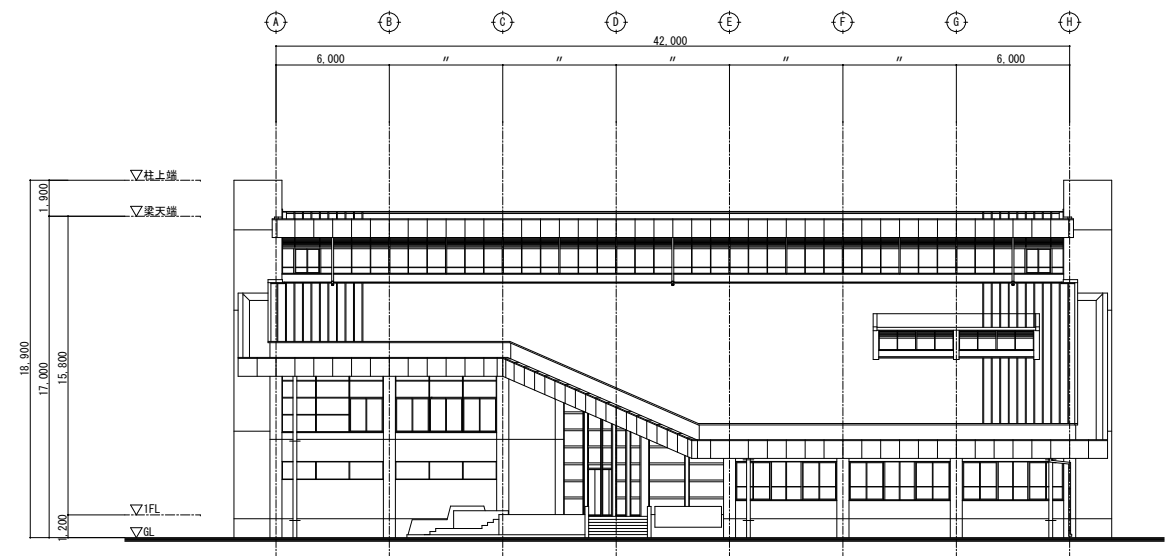
2階平面図 S=1/150

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

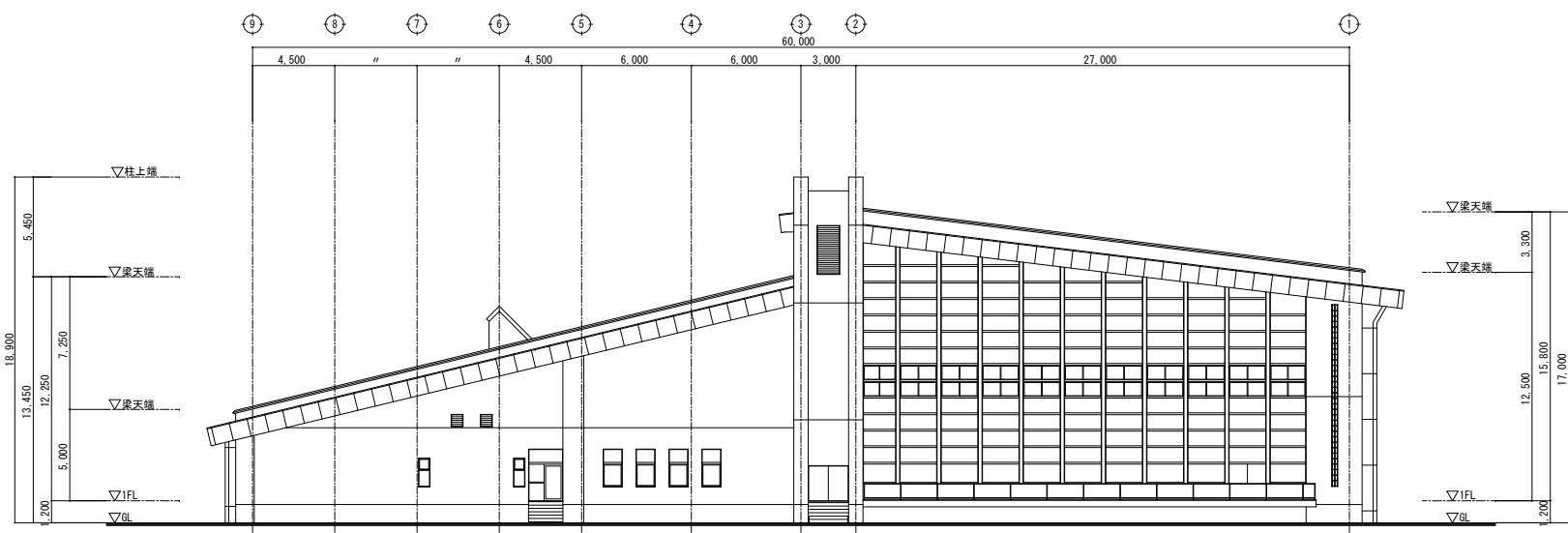
工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)			設計図
図面名称	2階 平面図(参考図)			縮尺 S=1:150
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750				図面番号
				A
承認	設計	製図	設計年月日	変更年月日
			令和2年3月 日	年 月 日
				備考
				08



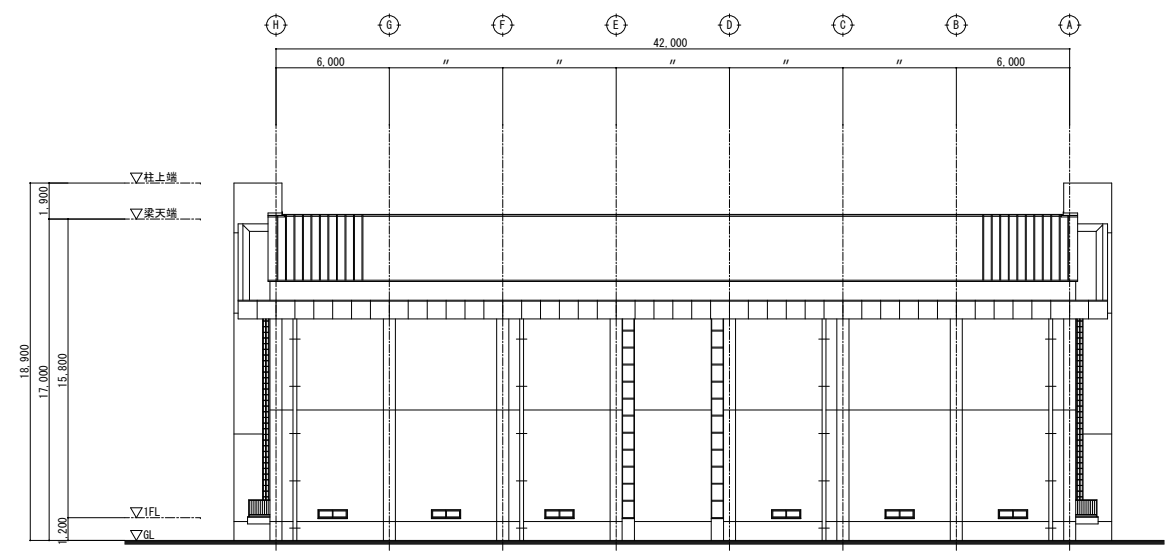
東側立面図 S=1/200



北側立面図 S=1/200




西側立面図 S=1/200

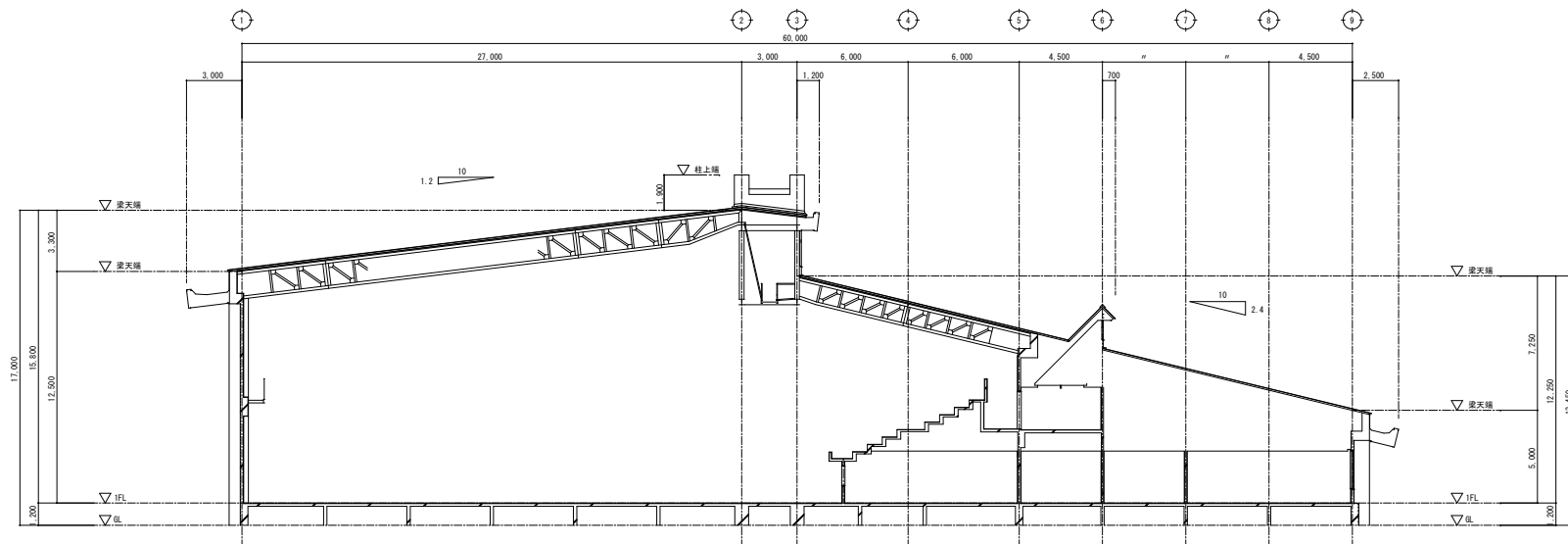


南側立面図 S=1/200

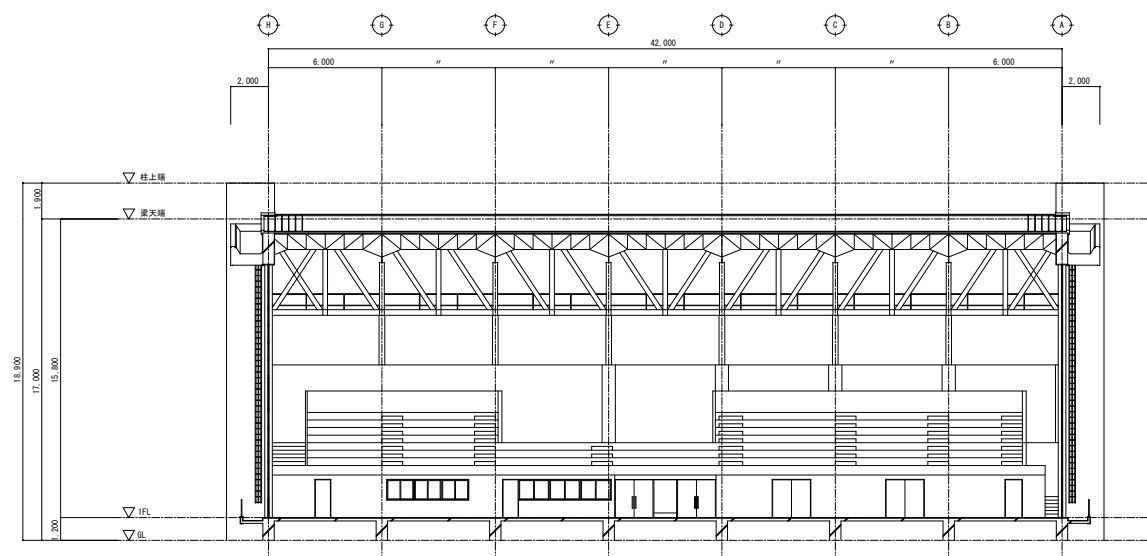
※工事範囲（撤去部分／撤去済み部分）については、A-14「撤去図」参照

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事（第2期）			設計図
図面名称	立面図			縮尺 S=1/200
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士（大臣）86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750	図面番号			A
	承認	設計	製図	備考
	設計年月日	製図年月日	変更年月日	
	2年 3月 日	年 月 日	年 月 日	



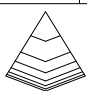
南北断面図 S=1/200

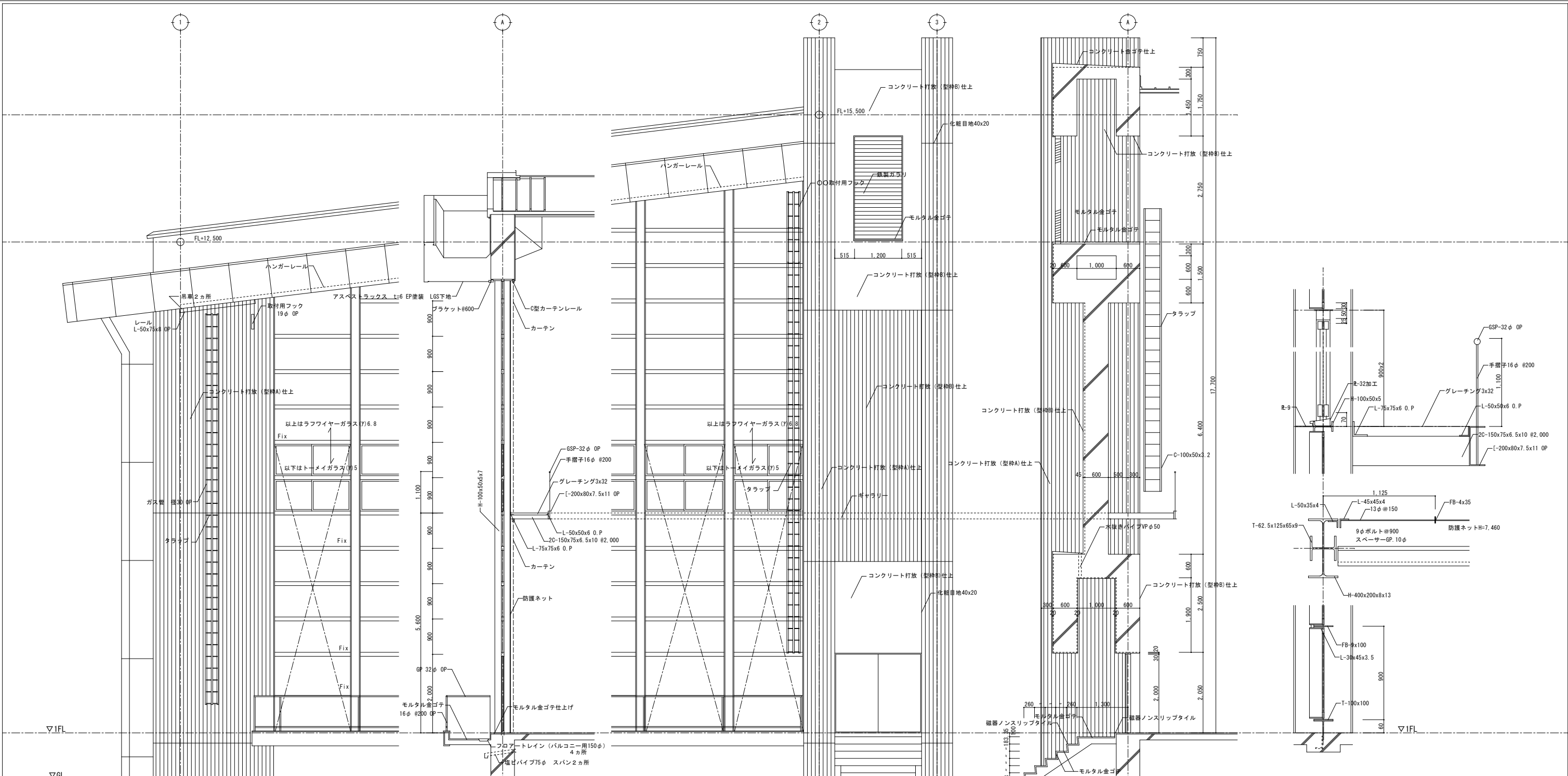


東西断面図 S=1/200

※工事範囲（撤去部分／撤去済み部分）については、A-14「撤去図」参照

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事（第2期）			設計図
図面名称	断面図			縮尺 S=1/200
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士（大臣）86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750				図面番号
				A
承認	設計	製図	設計年月日	変更年月日
			2年 3月 日	年 月 日
				備考
				10




アングルサッシギャラリー詳細図 S=1/10

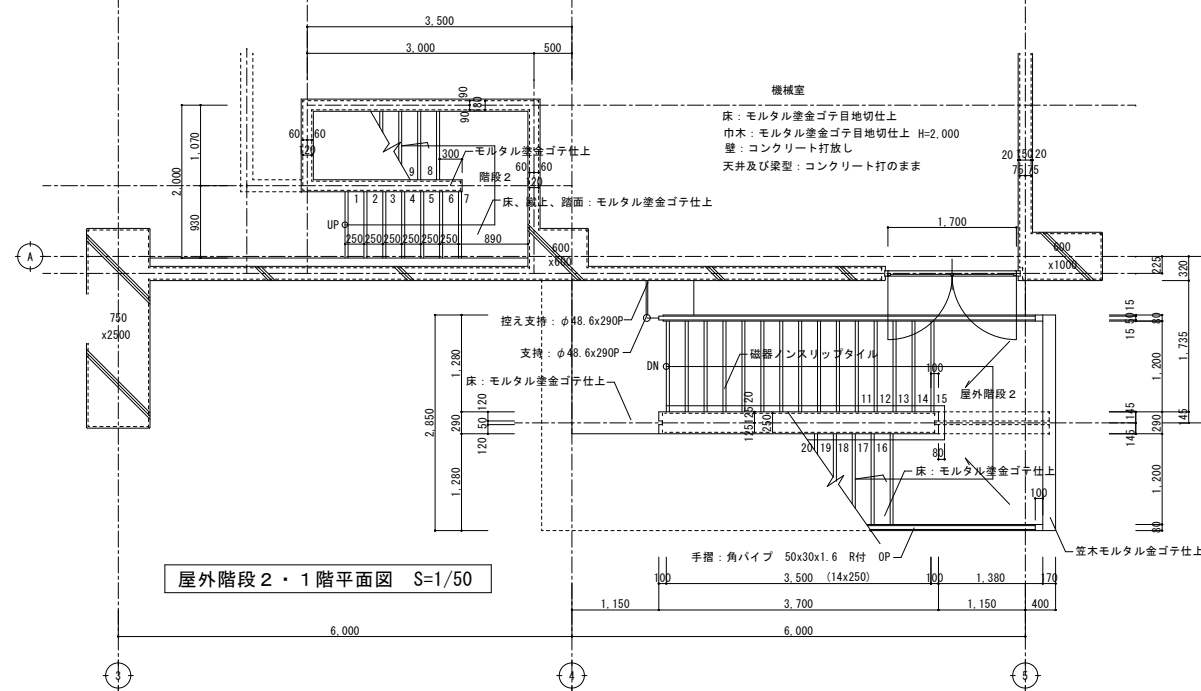
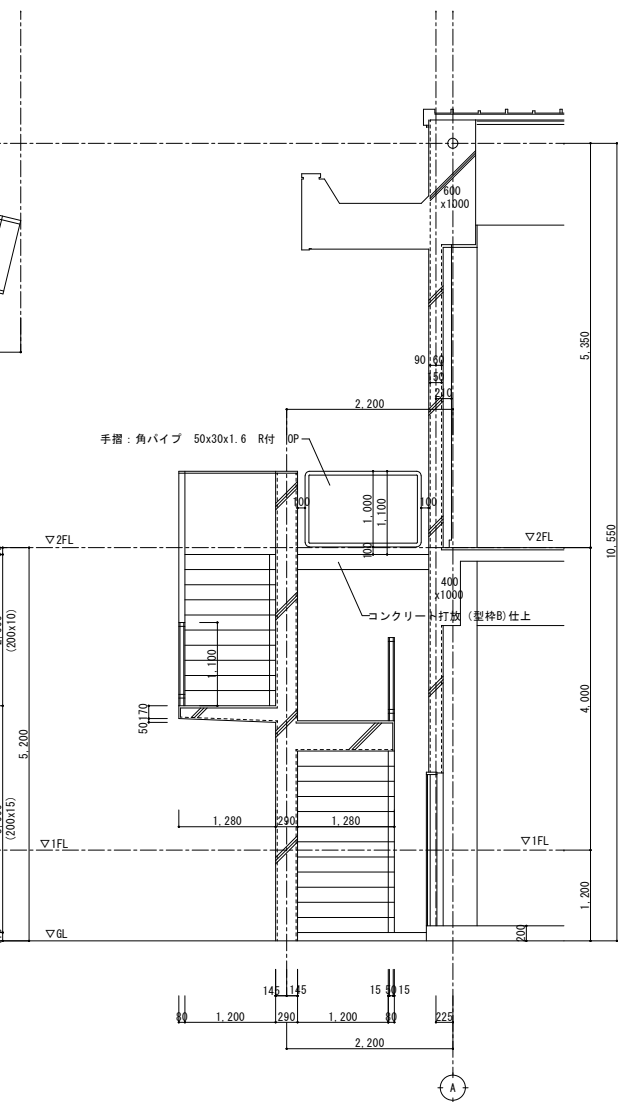
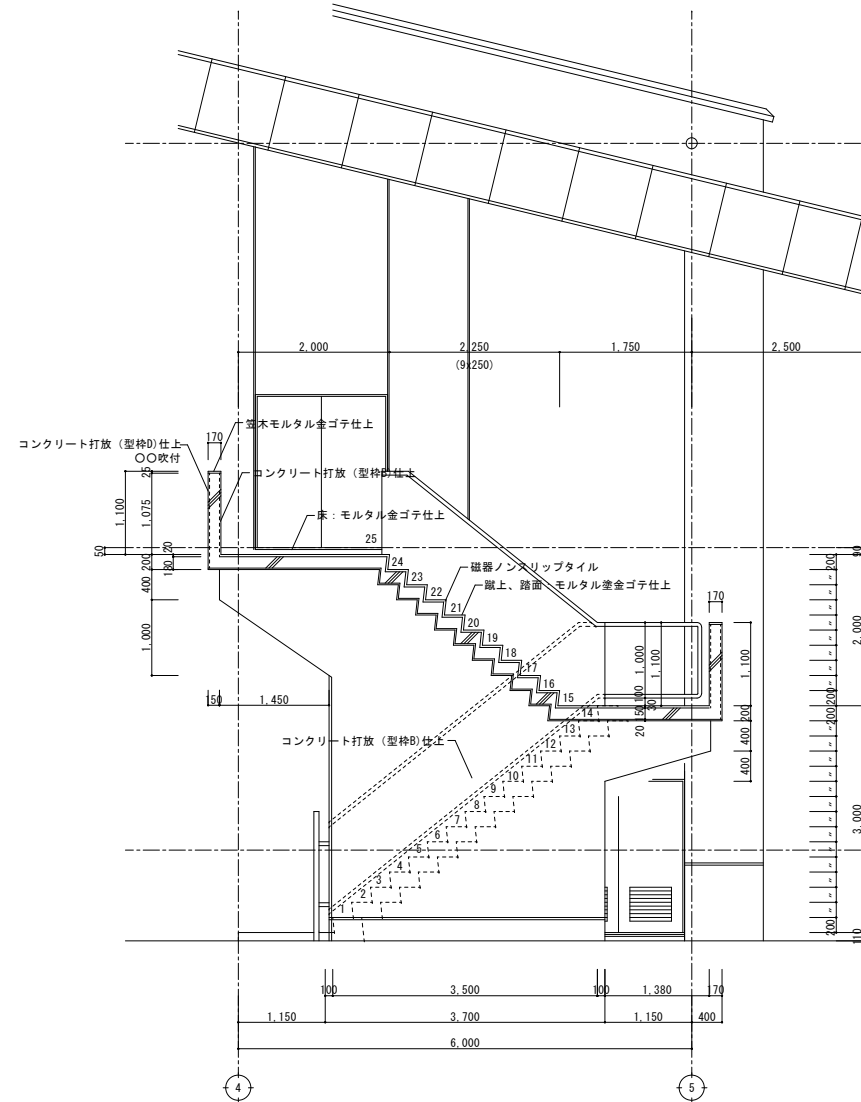
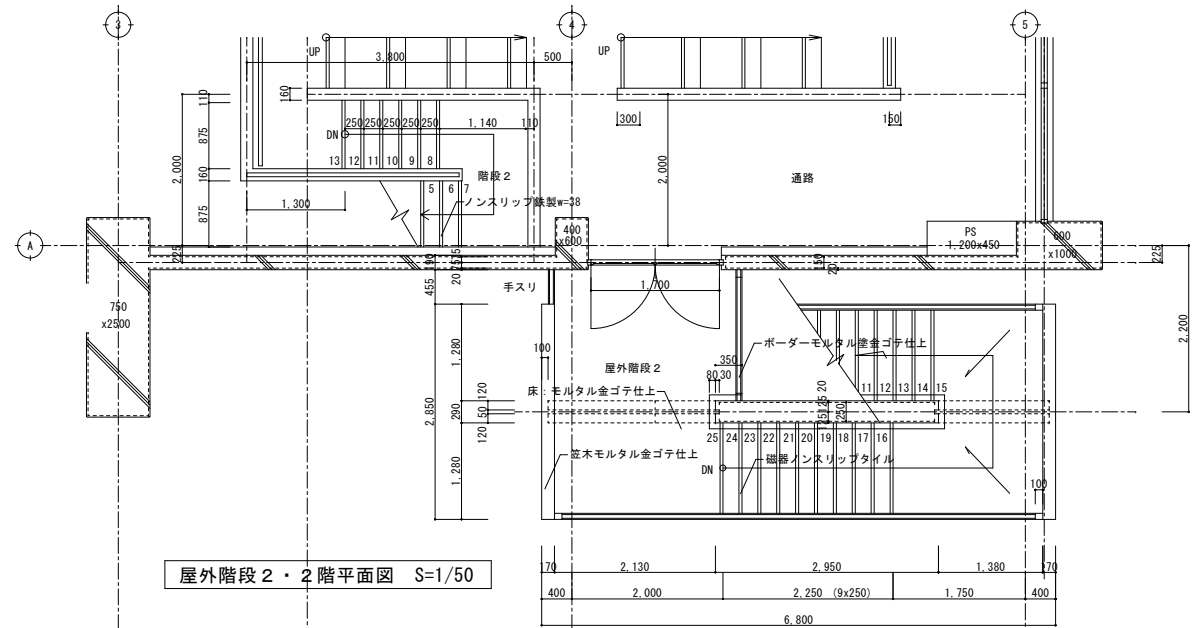
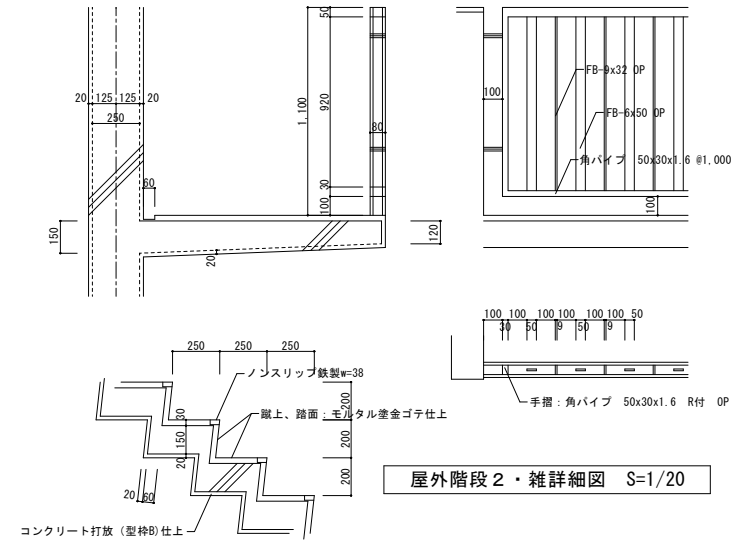
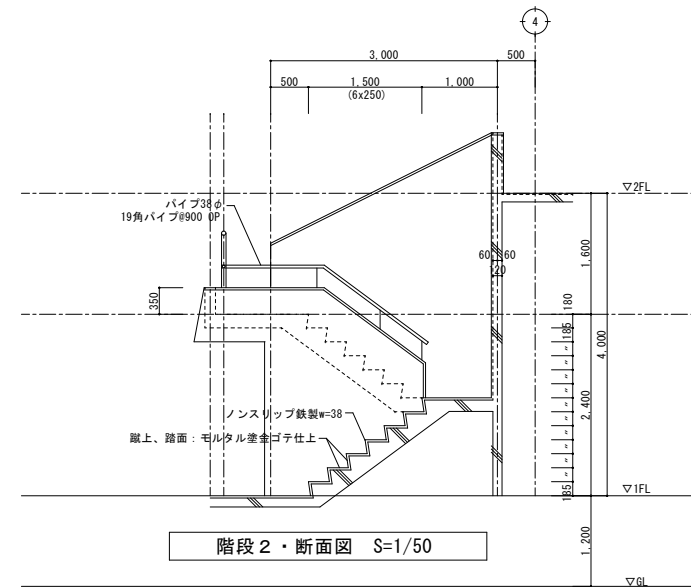
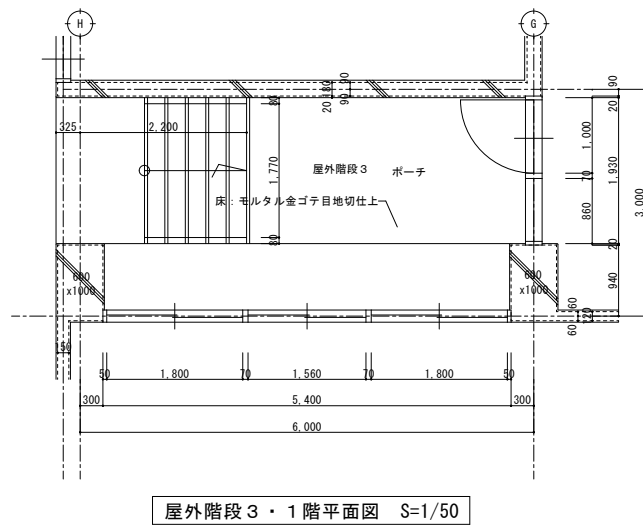
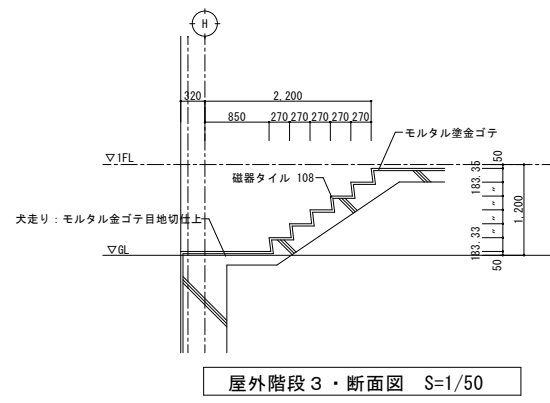


ギャラリー一部平面 S=1/50

※工事範囲 (撤去部分/撤去済み部分) については、A-14「撤去図」参照


埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

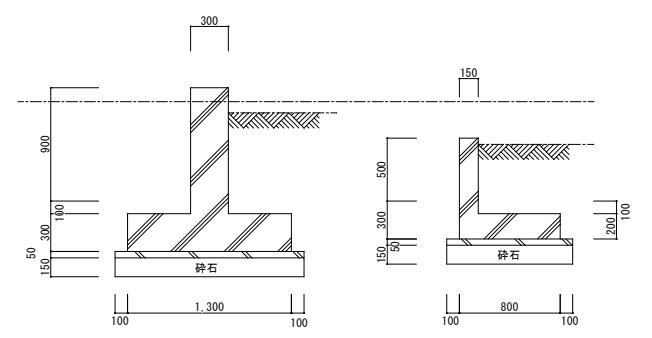
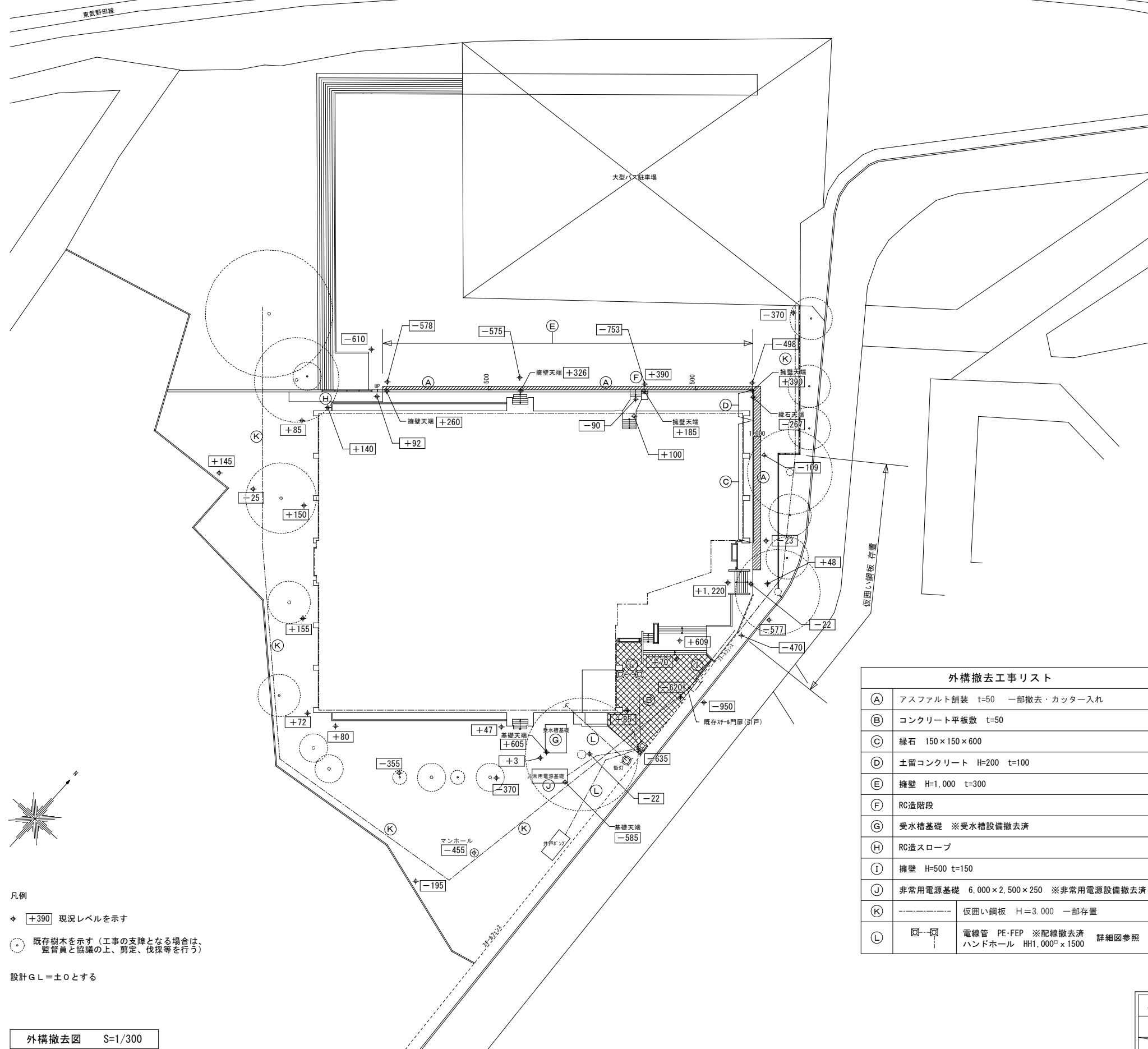
工事名称	21大宮公園体育館解体工事 (第2期)			設計図
図面名称	断面詳細図			縮尺 S=1:50 S=1:10
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士 (大臣) 86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750	図面番号			A
	承認	設計	製図	備考
2年 3月 日	設計年月日	製図年月日	変更年月日	備考
				11



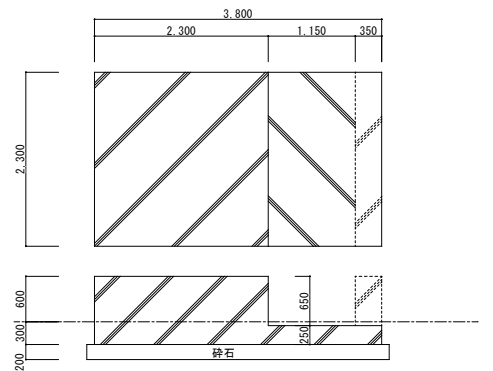
※工事範囲(撤去部分/撤去済み部分)については、A-14「撤去図」参照

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)第2期		設計図
図面名称	屋外階段2・3 詳細図		縮尺 S=1:50 S=1:20
 株式会社 牛島建築設計事務所 1級建築士(大臣)86420号 牛島 勝必 さいたま市北区吉野町2-216-8 TEL048-663-4750	図面番号		A
	承認	設計	製図
2年 3月 日		変更年月日	備考
			12

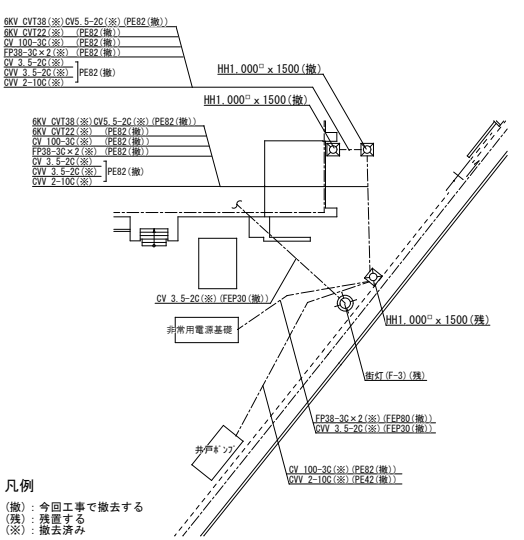


※地中部分については想定とする
 ⑤ 擁壁詳細図 S=1/30 ① 擁壁詳細図 S=1/30



※地中部分については想定とする
 ※撤去済み部分を点線(.....)で示す
 ⑥ 受水槽基礎詳細図 S=1/50

①	アスファルト舗装 t=50 一部撤去・カッター入れ
②	コンクリート平板敷 t=50
③	縁石 150×150×600
④	土留コンクリート H=200 t=100
⑤	擁壁 H=1,000 t=300
⑥	RC造階段
⑦	受水槽基礎 ※受水槽設備撤去済
⑧	RC造スロープ
⑨	擁壁 H=500 t=150
⑩	非常用電源基礎 6,000×2,500×250 ※非常用電源設備撤去済
⑪	仮囲い鋼板 H=3,000 一部存置
⑫	電線管 PE-FEP ※配線撤去済 ハンドホール HH1,000 ² ×1500 詳細図参照



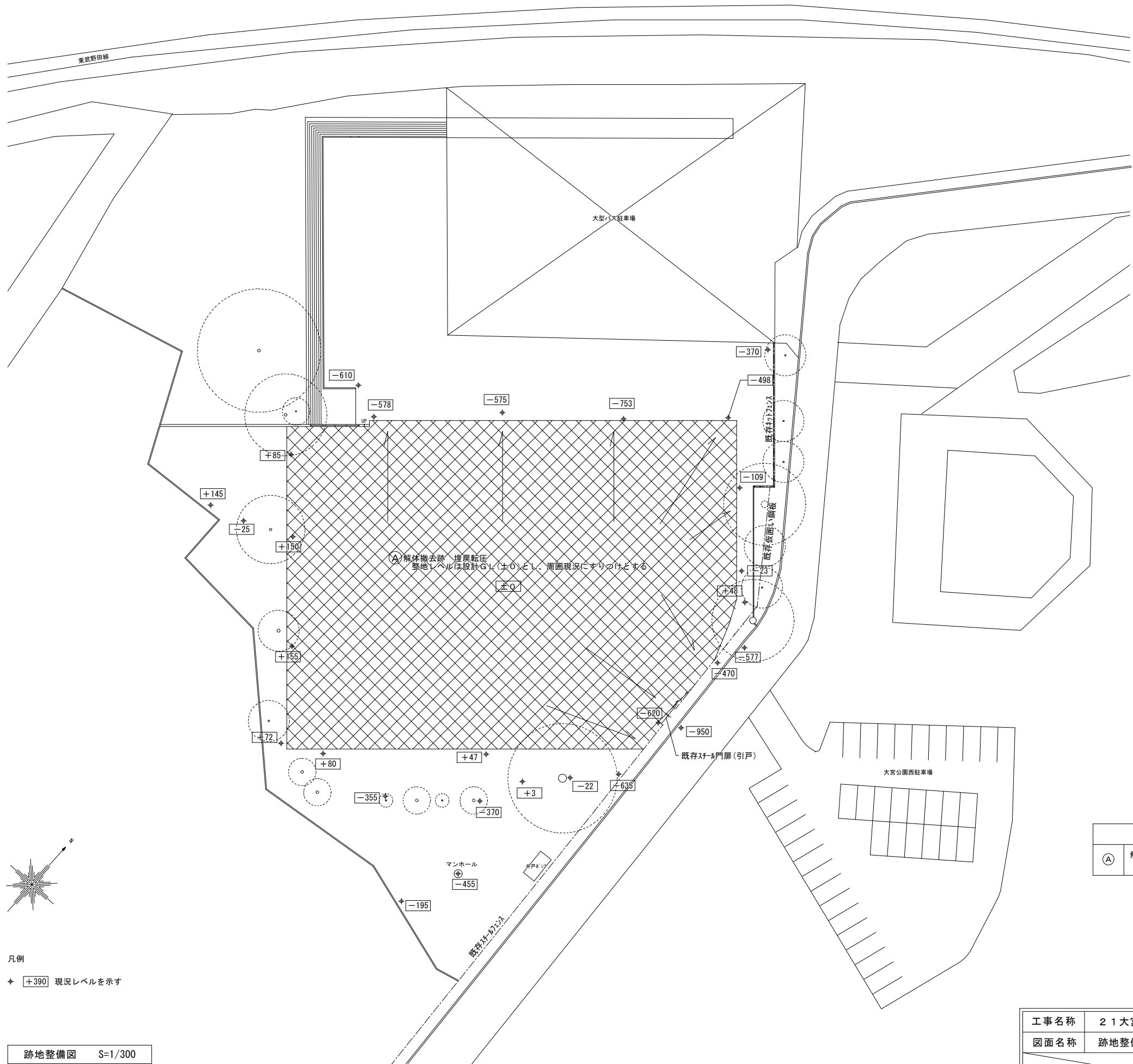
⑬ 電線管・ハンドホール詳細図 S=1/300

凡例
 + [390] 現況レベルを示す
 ○ 既存樹木を示す(工事の支障となる場合は、監督員と協議の上、剪定、伐採等を行う)
 設計GL=±0とする

外構撤去図 S=1/300

課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)		設計図
図面名称	外構撤去図	縮尺	S=1/300
		図面番号	A
承認	設計	製図	備考
		設計年月日	2年3月日
		変更年月日	年月日
		備考	
			15



凡例
 + +390 現況レベルを示す

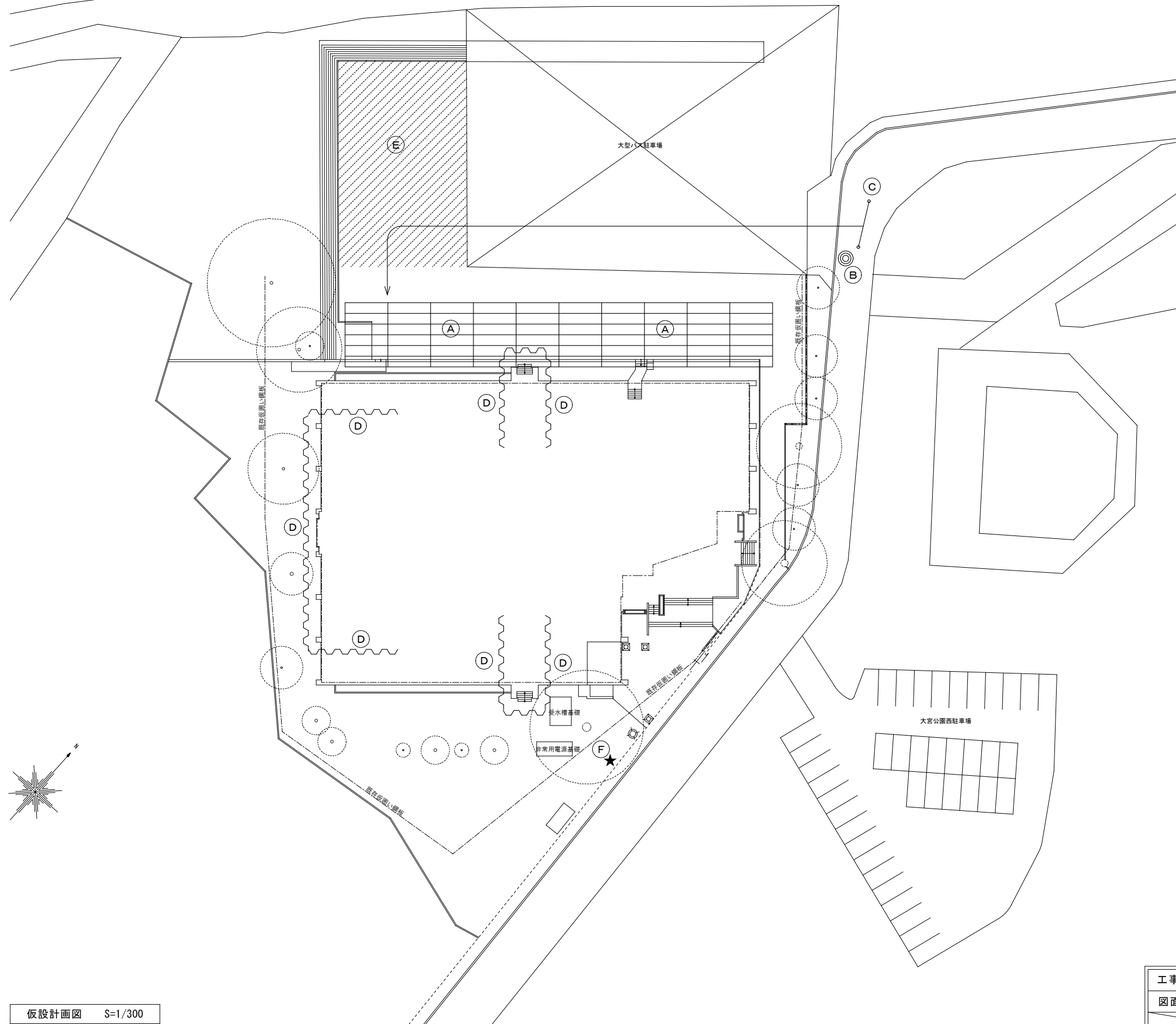
跡地整備図 S=1/300

跡地整備工事リスト	
(A)	解体撤去跡 埋戻転圧 流動化処理土（杭引抜穴） 山砂・現場発生土（地業、基礎撤去跡）

埼玉県都市整備部営繕課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事（第2期）				設計図
図面名称	跡地整備図				縮尺 S=1/300
					図面番号
					A
承認	設計	製図	設計年月日	変更年月日	備考
			2年 3月 日	年 月 日	
					16

東武野田線



仮設計画図 S=1/300

(A)		養生敷鉄板 t=22 1.524×6.096
(B)		交通誘導員(ガードマン) 常駐
(C)		工事車両搬入経路を示す
(D)		鋼矢板山留壁 根入深さ5,000 低振動圧入工法
(E)		工事車両駐車場
(F)		騒音・振動表示装置

埼玉県都市整備部管轄課				
課長	副課長	主幹	主査	担当
松井	会田	飯野	山口	澤間

工事名称	21大宮公園体育館解体工事(第2期)			設計図
図面名称	仮設計画図			縮尺 S=1/300
				図面番号
				A
承認	設計	製図	設計年月日	変更年月日
			2年3月日	年月日
				備考
				17